

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年12月5日付鳥取県告示第802号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

橋本 与吉	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1210
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1211
松本 みね	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の5（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の411
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の412
木山 徳光	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の159
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の207
中倉美寿恵	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山西平1173の180（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山東平1141の35
橋本 国蔵	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1126の1
山根伝四郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字滝ノ上1132
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字滝ノ上1133
藤井永吉郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の1
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の3
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の4
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字奥小田股1162の6
山根友次郎	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1129の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字小田又1129の6
有限会社倉坂信用購買組合	東伯郡琴浦町大字倉坂字今地谷1086

〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1210
〃	東伯郡琴浦町大字倉坂字加美山1211

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課